

【事業主の皆様へ】

令和4年10月1日施行の法改正のお知らせ

1. 短時間労働者の適用拡大

平成28年10月から、特定適用事業所に勤務し、かつ、下の「短時間労働者適用要件」のすべての要件に該当する短時間労働者については健康保険・厚生年金保険への加入が義務化されていますが、今回の法改正により、短時間労働者の適用範囲が拡大されます。

- ① 特定適用事業所の被保険者(短時間労働者を除く)の総数が、令和4年10月1日から **常時100人を超える事業所**に改正されます。
- ② 短時間労働者の要件のうち、勤務期間は「継続して1年以上使用されることが見込まれること」が見直され、「**継続して2か月を超えて**使用されることが見込まれること」(通常の被保険者と同じ)に改正されます。

令和4年9月30日まで	変更	令和4年10月1日から
①事業所の規模 常時500人を超える		①事業所の規模 常時100人を超える
②短時間労働者適用要件 ・週の所定労働時間が20時間以上 ・月額賃金88,000円以上 ^(※1) ・継続して1年以上使用される見込み ・学生 ^(※2) でないこと		②短時間労働者適用要件 ・週の所定労働時間が20時間以上 ・月額賃金88,000円以上 ^(※1) ・ 継続して2か月を超えて 使用される見込み ・学生 ^(※2) でないこと

(※1)「月額88,000円以上」の算出となる報酬は、最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く報酬です。

(※2)「学生」の対象については、休学中や定時制課程及び通信制課程に在学する者、その他これらに準じる者(いわゆる社会人大学院生等)は対象から除かれることとなります。

【必要な手続き】

- (1)短時間労働者で、被保険者となっていない従業員等の労働条件を確認する必要があります。
- (2)従業員への説明が必要です。これまで配偶者等の扶養範囲内で労働条件を抑えて働いていた従業員へ、令和4年10月以降は上記の労働条件によって社会保険の被保険者となることを説明していただく必要があります。

(3)令和4年10月以降の資格取得届の準備をしてください。

(1)(2)の確認の結果、新たに被保険者となる従業員に対する「[被保険者資格取得届](#)」を準備し、当健康保険組合へ提出してください。

厚生労働省のホームページでは、事業主様やパート、アルバイトの方向けのガイドブック等をご案内しております。

詳細はこちらをご覧ください。

⇒ [社会保険適用拡大特設サイト\(厚生労働省 HP\)](#)

2. 育児休業期間中における保険料免除要件の変更

育児・介護休業法に基づく育児休業等（育児休業及び1歳から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業に準ずる休業）の期間について、「育児休業等取得者申出書」を提出することにより、健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除されます。

その免除期間は、育児休業等開始日の属する月から育児休業等終了日の翌日が属する月の前月までとされていますが、令和4年10月1日以後に開始する育児休業等については、以下の要件①及び②が追加されます。

- ① 育児休業等開始日の属する月と育児休業等終了日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、**該当月における育児休業等の日数が14日以上**である場合は、標準報酬月額に係る保険料が免除となります。
- ② **賞与に係る保険料については、連続して1か月を超えて育児休業等を取得した場合に限り免除となります。**

なお、「育児休業等取得届申出書」の新様式は、10月以降、当健康保険組合ホームページの「各種申請書等ダウンロード」へ掲載予定です。

詳細はこちらをご覧ください。

⇒ [育児休業等期間中における健康保険料の免除要件が改正されます。](#)

【お問い合わせ先】

東京都電気工事健康保険組合 適用課 TEL 03-3861-1854